

遺産分割前の払戻し制度の施行

同制度については大別すると

- ① 家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策
- ② 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

に分かれますが、今回は①の方策について紹介いたします。

令和元年7月1日の同制度の施行日以降、共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、口座ごとに以下の計算式で求められる額までについては、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができるようになります。

【計算式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{単独で払戻しを} \\ \text{することができる額} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{相続開始時} \\ \text{の預貯金} \\ \text{債権の額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{3分の1} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{当該払戻しを求める} \\ \text{共同相続人の法定相続分} \end{array} \right)$$

ただし、権利行使できる預貯金債権の割合および金額については、個々の預貯金債権ごとに判断され、同一の金融機関に対する権利行使は、150万円が限度額となります。

例えば、甲銀行に普通預金600万

円、定期預金（以下では、満期が到来しているものとします）600万円があった場合で、相続人が被相続人の子ども達2人だけだった場合を想定します。

各人の法定相続分はそれぞれ2分の1ですので、相続人1人につき、払い戻しを受けることができる金額は、

（甲銀行）普通預金：600万円×3分の1×2分の1=100万円

（甲銀行）定期預金：600万円×3分の1×2分の1=100万円

の計200万円となりますが、金融機関ごとに150万円を限度としているため、払い戻し額を計150万円になるように調整する必要があります。

一方、甲銀行に対して普通預金600万円、乙銀行に対して定期預金600万円があった場合は、

（甲銀行）普通預金：600万円×3分の1×2分の1=100万円

（乙銀行）定期預金：600万円×3分の1×2分の1=100万円

の計200万円となりますが、150万円の限度は金融機関ごとに判断します。両銀行共に限度内ですので、計200万円を単独で払い戻しを受けることができます。

預貯金債権の一部行使については、令和元年7月1日が施行日とされていますが、施行日後に開始した相続について制度を利用することができるのはもちろんですが、施行日前に開始した相続についても、施行日以後は制度を利用することができますようになります。



給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例

勤務先から「特別徴収税額の決定・決定通知書」を受け取られた方もいると思います。『特別徴収』はいわゆる天引きですので、6月支払分の給料から1年間にわたって天引きされます。一方、事業主は、従業員から天引きした住民税をそれぞれの自治体に毎月納付しなければなりません。給与の支払を受ける従業員等が常時10人未満の『特別徴収義務者（給与支払者）』に限り、申請書を提出し、承認を受けた場合には、納期を年12回（毎月）から年2回（6月分から11月分を12月10日まで、12月分から翌年5月分を翌年6月10日まで）とすることができます。

6月分月割額～11月分月割額・・・納入期限 12月10日

12月分月割額～5月分月割額・・・納入期限 6月10日

※12月10日または6月10日が土曜日、日曜日または休日のときは、その翌開庁日が納期限の日となります。

毎月納付の手間を年2回にすることが出来ますので、ご希望の方は各担当者までご相談ください。

KSKシステム

KSKシステムとは、国税総合管理（KOKUZEI SOUGOU KANRI）システムの略称で、全国の国税局や税務署をネットワークで結び、納税者の申告に関する全情報を一元的に管理するコンピュータシステムです。課税、徴収、債権管理など全24の業務システムからなり、平成13年に全国の税務署等に導入されました。地域や税目を超えた一元的な情報の管理により、国税事務の効率化を図るとともに、これらの情報を分析することにより税務調査や滞納整理案件の抽出に活用されています。

相続税に関しても、税務署に提出される各種申告書、支払調書、資料せんその他、株や不動産取引など膨大な財産情報は、故人の財産の推定、申告の要否判定の材料となります。

2021年からは証券口座に続き、銀行口座についてもマイナンバー提出の義務化が予定されており、個人の財産が国に管理されているようであり気分の良いものではありませんが、情報管理がアナログだった時代とは違い、「随分前のことだから」「所轄が違うから大丈夫」とはいきませんのでご注意ください。

「ふるさと納税」6月から新制度がスタート

ふるさと納税の対象となる自治体を総務大臣が指定する新制度が6月1日から始まりました。

自分が応援したい自治体へ寄附をし、手続きをすれば、自己負担の2,000円を除いた全額が所得税・住民税の控除の対象となり、さらに各自治体が用意した返礼品をもらうこともできるため人気を集めてきました。一方で、家電製品やギフト券など、一部の自治体による高額な返礼品が問題となり、ルールが厳格化されました。

6月以降の返礼品は「寄附額の3割以下の地場産品」に限定され、総務省の通知を無視し、不適正な手法で寄附を集めたとして静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町の4市町が新制度の対象外とされました。

これら除外4市町に対する寄附では、所得税・住民税の寄附金控除の部分は今まで通り控除可能ですが、住民税の税額控除は認められない、かつ、返礼品も返ってくる可能性は今のところないそうなので注意が必要です。

